

「不可侵」の尊厳

—尊厳は、侵される—

近藤良樹

【キーワード】人間の尊厳、超越性、支配関係、不可侵、神聖

1. 「人間の尊厳」のみが侵されるのではない

尊厳というと、「神仏の尊厳」や「国家の尊厳」がまずは念頭に浮かぶ。神仏や国家は、超越的な存在として絶対的で、世俗の人間、市民からは触れ得ない高みに位置付けられたものになる。「不可侵」である。この不可侵は、まずは、はるかな高みにあるがゆえに触れることが不可能という意味である。

これに対して、「人間の尊厳」の場合、人間にとって、触れることができない高みにあるわけではない。集団や国家もこれには十分に触れることができる。本人自身、人間存在にもとることを行なって、尊厳を傷つけることもある。こちらの「不可侵」は、触れて侵すことができるが、侵してはならないと戒めているものになる。人間の尊厳は、しばしば侵害されている。人間を残酷に虫けら扱いにした大戦を反省してドイツは、憲法（冒頭）に「人間の尊厳は不可侵である」とうたった。日本国憲法（第24条）も「個人の尊厳」を言う。個人としての人間の尊厳は、深刻な形で侵されてきたのである。いまもって、戦争や貧困は人間の尊厳を侵しつつけている。あるいは、法を犯し理性的コントロールを失い、ひとの尊厳を自らが傷つけることも日常的である。

超越的な神仏や国家の方は、はるかな高みにあって、一見、侵すことができないかのようである。だが、これらも実は人間の尊厳と同様に侵されつつけてきたのである。国家の尊厳は、領土を侵すことで侵害されてきた。隣国の国旗を焼いたり踏みにじることは簡単なことだが、その国家の尊厳は傷つく。神仏の尊厳にしても安泰ではない。信者は尊崇の気持ちをもって神仏に向かうが、一般の非信者は、尊厳の扱いをしないどころか、そんな神仏など存在していないと冒瀆する。聖なる遺骨（舍利）に対して、「仏の骨も犬の骨も差別なく尊いのでは？」と犬並のあつかいに、尊厳はいたく傷つけられる。キリスト教徒には、イエスの身につけていた神聖な衣が、無信仰の者には、「いたずら者に売りつけられた古着でないと、ぼろ切れが何になるろう！」と汚いごみあつかいになる。ごみとして扱われることは、信者には、大変な冒瀆で尊厳がいたく侵されたことになる。尊厳をきずつけられるのは、人間の尊厳だけのことでなく、あらゆる尊厳が傷つけられ侵されるのである。

尊厳は、宗教の信仰対象のように、ごく狭い一部の者に抱かれるだけで、その部外者は、普通の扱いをする。父親の尊厳は、その家族に限定される。民族の尊厳は、その民族のうちにいる

者に限定される。それらの外にいるものは、基本的に尊厳扱いはしない。インド人には聖なる牛も、イギリス人には単なる牛肉である。しかし、尊厳とみなしているものへの部外者による普通の扱いは、内部の尊厳をいなくものには、不屈きな行為であり、尊厳を傷つける行為として解釈される。尊厳は、侵されるのである。

2. 「侵す」とは、どういうことか

尊厳は、「不可侵」だというのが、「不可侵」とはどういうことであろうか。逆にいうと、つまりは「侵される」とは、どういう事態なのであるか。国境を「侵す」のは、国境からすこし入り込むことであり、本格的に領土を奪うことにまではいたらない場面でのことである。もちろん、深く侵して、内部まで食い込む、深い侵食にいたることもある。「侵略」は、国土の本格的な占領をいう。尊厳を「侵す」という場合、まずは、その対象の本格的な侵食をさすよりは、そうなる手前の軽く接触するレベルの侵害をさす。尊厳の対象を打倒するのでも、破壊するのでもなく、軽く接触するのが、「侵す」ことであり、いささかの侵害も許さないというのが、「不可侵」のさしあたりの表面的な意味である。

ドイツの憲法は人間の尊厳の「不可侵 unantastbar」をいうが、これは、「不可触」ということである。「触れて(antasten)はならない(un)」というのである。同所には尊厳を有する人権については、「unverletzlich (不可侵)」という。傷つける(verletzen)べからずということである。英語では、人間の尊厳の不可侵については inviolate を使うようだが、これは、violate(乱し、妨害、冒瀆)してはいけないということである。いずれも、その侵害は、さしあたりは、対象を破壊したり打倒するようなことまではしないものであろう。傷つけるのは、深く傷つけることもあろうが、ものを「傷つける」のは、これを「壊す」のとはちがひ、軽い外傷を与える程度に留まるというのがふつうであらう。

日本語では、「触れる」と「侵す」には、ちがひがある。「触れる」とは、その対象の内部に入ることなくその表面に限定して密着することである。軽くそっと表面に接近し、すきまをあけず境界の空間をゼロにするのであり、かつ行き過ぎて圧力や痛みを感じたり表面の変化をもたらすことがないように気を使い、その存在をその表面において分かる程度にと接近を留めることである。触(さわ)ることと区別するとしたら、触(さわ)るのが、その意思をもってみずからが接触することであるのに対しては、触れるのは、対象の方から接近する場合も含むものになろう。意思して触れる(さわる)ことのうち、その対象がそれをいやがり拒否しているとき、その接触は、「侵す」ものと受け取られる。

「侵す」のは、「触れる」のがその対象の表面にとどまって内部に入らず境界を越えないのに対して、これを超えて相手の方にと踏み込んでいくことである。相手の領域に入って、これを汚し傷つけることである。触れただけであっても、これを不快と思い、拒否したい場合、「侵された」

と捉える。触れることで、若干とはいえ、汚されるのであり、その不快な汚染が表面から内部へ染み入ってくる感じにと過敏にその接触を受け取り、侵食されたと見るのであろう。尊厳の対象は、至上の価値ある対象であり、これに接触するわれわれは、下賤なものになる。尊厳の方からわれわれに接触するのは、「触れる」「さわる」ことだが、われわれが尊厳に「触れる」のは、下賤なものがその接触で汚して傷つけることであり、「侵す」ことになる。

触れることは、ごく外面的な接触であり、その限りでは、そのことでその対象が深刻な打撃を受けるといようなものではない。だが尊厳は、触れたり触ったり(antasten)してはいけないと「不可侵 un-antastbar」を求める。触れること自体が「侵す」こと傷つけ汚すことであり、ほんのささいな侵害である「接触」することすらも尊厳は、許さないのである。尊厳を有するものは、尊く輝いており、触れることでその輝く表面がくもって汚れてしまうので、「近づくな、触るな」というのである。

触れることは、さしあたりは表面的なことであるが、そういう些事にとどまらないことがある。つまり、軽く触れただけであっても、そのことが尊厳自体を崩壊させることになる場合があるのである。尊厳は、超越的に至上の状態をたもっているが、下位(下賤)が触れるとは、その超越が否定されたということである。その触れる行為は、些細なことであるが、「触れる」のは、密着することであり、同等のものとして並んだということである。つまり、その些細なことで超越性は失われ、尊厳は否定されて崩壊するのである。

3. 何を、侵すのか

国連の「世界人権宣言」は、前文に、人間の「固有の尊厳 inherent dignity」を主張し、第一条に、人間は、「自由」であり、「尊厳と権利において平等 equal in dignity and rights」だという。自由や権利と並ぶここにいる「尊厳」の意味するものは、何なのであろうか。尊厳の内容は自由や権利に重なるものであろうが、それらと違うから区別立てをして「尊厳と権利」と並べるのである。それは、何になるのであろう。そこからは、特に指示されるものは読めない。一般的な理解として、その尊厳は、尊いもの・神聖なものといった概念に置き直されているのであろう。わが国の憲法第24条の「個人の尊厳」にしても、ドイツ憲法第一条の「人間の尊厳は不可侵である Die Würde des Menschen ist unantastbar」にしても同様である。ドイツ憲法は、つづけてその第二項には、「不可侵、不可譲の人権 unverletzliche und unveräußerliche Menschenrechte」と、これを読み替えている。だが、それだけなら、人権は、不可侵だといえよよいのであるが、そうせずに、尊厳をもって始めている。その尊厳とその不可侵とは一体なにを指すのであろう。これは必ずしも明確ではなく、各人が勝手に人間の尊厳を解釈しその適用範囲を広げることになり、ドイツの現代の「人間の尊厳」は、「不明瞭かつ多義」となって、いまや「インフレーション」を起こしているともいわれているⁱ。

人間の尊厳は、まだしも、「わしら父親の尊厳が回復されねばならない」という場合、「独裁的
家長」の復権をいうのでないとすると、その尊厳はなにをいうのであろう。焼却場建設反対のス
ローガンに「ワシが住みにくくなる、自然の尊厳が侵される」という場合、尊厳のなにが侵され
るのであろう。尊厳において侵されるものは、いうまでもなく、「尊厳」であるが、この尊厳自体
がなにであるのかを明確にしなくては、侵されるといっても何がどう侵されるのか、あいまいに
とどまる。尊厳そのものをはっきりさせておくことが肝要となっているように思われる。

筆者は、典型あるいは理想型としての尊厳は、大きくは二つの根本様態から捉えられると考える。
その根本の有り方とは、その形式において、はるかな高みにあつて「超越性」のあることで
あり、その実質において、尊厳は、支配関係に由来し、「立派な支配」に対して付与される最高の
評価であり、賛美の勲章になるということである。したがって、この二つのことが不可侵におい
て、根本的に目指されるものになるのである。

(超越性の侵犯)

尊厳を有するものは、形式的には、至上で比較を絶した絶対的な高みにあるものである。「課
長の尊厳」は、その上に社長がいても、これを視野のそとに無視して、課長を至上・至高化して
あつかう。うだつのあがらない父親も、うちでは母子をよせつけず至上・頂点となつていて尊厳
をもつのである。客観的には比較可能で第二位とは僅差でトップにあるのだとしても、尊厳のあ
つかいは、このトップを絶対化し比較不能に仕立てる。触れて侵すことのできない「不可侵」の
絶対的な高みに位置付けるのが尊厳である。

J. キーナンは、神聖さ (sanctity) で特に「絶対的不可侵 absolute inviolability」がいわれ
ると述べる。聖なるものは、神的な領分のものであり、世俗が侵す (violate) ことは許されない。
世俗を超越した聖なるものは、世俗からの接触や侵入にはきびしく対処し、これを「不可 cannot」
と禁止することをもって自身の固有性を維持するのである。たとえば神のまゝで誓う「結婚の神
聖さ」は、神聖なものとしては、もはや世俗を超越してあり、世俗 (本人たち) の好き嫌いで勝
手に離婚することは「禁止」されているのであり、なにがあつても離婚は「不可」ということにな
るのだとⁱⁱ。

この事情は、「尊厳」一般にいえることであらう。尊厳印のついたものには、一指たりとも触
れてはならないのである。世俗・下賤に対して、神聖なもの・尊厳なものは、これから隔離され
た至上の価値をもち、かつ、世俗に対して威力をもつてする。若干高貴なもの若干下賤なもの
があつて、前者を尊厳化するには、接触は「不可」と境界を作り囲いをつくつて、区別を絶対化
することである。「触れるな」「近寄るな」と「禁止則」をもって仕切って隔離することで、これ
を神聖化し、尊厳化することが可能となる。極論するならば、尊厳が不可侵をつくるのではなく、
不可侵が尊厳をつくるのである。尊厳は、下位の下賤とは、隔離している。かりに客観的には僅
差であっても、これを雲泥の差にする。この隔絶性・超越性は、下位のものが触れることで崩さ

れる。尊厳を侵すのは、この超越の隔絶距離をなくする行為であるにとどまらず、尊厳そのものを否定する行為となるのである。

(支配の侵害)

他方、その実質からみた本来的（理想型としての）尊厳は、私見によると、その成立の根本において、「支配関係」をもつ。超越的であっても、至上至高のみでは尊厳とはならない。ミス日本一という美のトップは尊厳を有さない。長時間なわとび世界一の『ギネスブック』のトップも尊厳とはならない。尊厳には、みごとな支配者となっていることが必要なのである。あるいは、社長や部長が上にいても、課長が尊厳となるのは、支配関係ゆえである。つまり、課長と平社員が相対的に閉じた支配・被支配関係を形成して（この関係から社長、部長は排除されている）、平社員の尊敬をあつめて「日本一の課長」との賛美をえて、課長は尊厳をもつことになる。課長は、必ずしも客観的に高い価値を内在させていなくてもよい。部下がそう評価して賛美するなら、尊厳ということになる。逆にいくら立派な課長でも部下が運悪く尊大であったりすると、「無能な課長」と評価され尊厳は付与されることはない。尊厳は、そのものに内在しているものではなく、外的な付与によって成立する。神仏の場合、これにひれ伏す被支配者（信者）のみが尊厳を付与し賛美するのである。ひれ伏すことのない非信者は尊厳を付与することはない。国家も、国民を被支配者とし、支配するものとして尊厳を有する。父親の尊厳をいうのは、その被支配家族員に限定される。尊厳は、本来、支配関係において可能となっているのである。もちろん、これは理想型としてのことで、支配の実質がなくても、そう見たてることができるなら、主観的な価値付与のことであるから、いくらでも尊厳の適用は拡大されうる。

シラーは、いみじくも尊厳の規定を、この「支配」をもってしている。かれは、尊厳を「自己の感覚的なものへの精神の支配 Herrschaft」ⁱⁱⁱとか、「精神が身体において支配者 Herrscher としてふるまう」^{iv}ことと述べる。（尊厳についてのシラーの規定や支配については、拙稿「人間の尊厳・個人の尊厳—尊厳は、支配関係に由来する」（『倫理学研究』 広島大学倫理学研究会 第16巻 2005年）を参照ください）。シラーは、「支配」自体を尊厳とみなしているのであるが、苛酷なだけの父親や無能な国王には尊厳を帰すことはないから、厳密には、尊厳のある支配は、単なる支配にとどまらず、被支配側からみて、みごとだ、厳かで立派だと賛美されるものでなくてはならない。つまり、「立派な支配・統御」であるとの勲章を被支配側が外から付与するのが、尊厳の基本だということになろう。この外的な付与によっているがために、場合によっては、尊厳のかけらもない冷酷で無能な国王であっても、被支配の国民から尊厳をもって賛美されることも可能となる。

尊厳の侵害は、この支配関係を拒否することとして成立する。支配者として承認しないということである。厳密には、尊厳を有する支配者として認めないということであるから、支配者としては認めても、その支配に尊厳との評価を与えないことで尊厳は侵されるのであり、支配の否定

と、支配は侵さないが尊厳を拒否する二つのあり方が、尊厳の侵犯としてあることとなろう。後者の場合、具体的な尊厳の侵犯は、その超越性の形式を否定するか、その支配の実質の幾分かを拒否することになる。

支配の侵害は、支配者自身を侵すことには限られない。その支配の手段・対象を侵すことでも可能である。直接的には襲えないとしても、支配者の顔をなすもの、あるいは、支配の手段となるものやその被支配者・支配領域を侵すことでも、支配者自身の尊厳は十分に侵害できる。国家の尊厳の侵害は、その国旗を踏みにじりこれを焼くだけでも可能となる。尊厳という評価はしないということがその行為において端的に示されるのである。

ところで、G. ハリスは、ひとの尊厳について、これを一方で、「生の困難と戦う、限りない強さ strength」^vに求めると共に、他方で、ひとの価値には、繊細な傷つきやすさ、「弱さ vulnerability」があり、これはこれとして、強さと対置して人間の固有のものとして尊重されるべきではないかという。「偉大な強さとともに偉大な弱さ」^{vi}をあわせもつのが人間であり、人間の「尊厳は、弱さを含む」^{vii}と論じる。

本稿は、超越性と立派な支配に、つまりは、ハリスのいう「強さ」に尊厳をみるのであるが、かれは、繊細さ・弱さに人間固有の価値があり、これにも尊厳を帰す。だが、弱さが価値であるとしても、それを尊厳とってよいのであろうか。もしそうだとすると、強いもの（支配者）も弱いもの（被支配者）もすべて尊厳となり、尊厳は、あらゆるものに帰されて水増しされ、その語のもっていた意味を失うのではないか。その点では、ハリスの主張は、うけいれることができない。ただし、理性的な強さではない繊細な感性、人間における非合理的なものが尊厳だということになるのであれば、それは、それとして首肯できる。人は、理性的であるよりは、しばしば非合理的の感性的なものに実際には支配されている。自然の尊厳をいうように、人間の感情等感性的なもの（いわゆる内的な自然）が、あらがいがたく強力で超越性を有するかぎりにおいて、これに尊厳を帰すことは可能であろう。

4. カントにおける「目的自体」「自律」としての「人間の尊厳」

尊厳を論じる場合、しばしばカントがあげられるが、かれは、国家の尊厳を侵すことについては、国家の尊厳(Würde)が権力(Gewalt 暴力)にあることを踏まえつつ、立法の尊厳では「非難不可 untadelig」、行政では「抵抗不可 unwiderstehlich」、司法では「変更不可 unabänderlich」がいわれると述べる^{viii}。立法を誹謗中傷して貶めてみたり、行政のなすことに逆らったり、裁判で判決をないがしろにするようなことをしてはならない、つまりは、国家権力は侵してはならないと、今から見ると時代の差を感じさせる厳しい内容をもって、国家の尊厳への「不可侵」を述べる。尊厳を有する国家の支配は絶対的で超越しているのであるから、これにはいささかも触れてはならないというのであろう。

人間の尊厳については、「自律 Autonomie が、人間的な、各理性的な自然の尊厳の根拠である」^{ix}とカントはいう。自律とは、自己の理性が、感性や身体を含む自己自身を律し支配することであり、理性存在が共同社会形成に際して理性的に「自己立法 selbstgesetzgeben, eigene Gesetzgebung」^xして「支配者 Oberhaupt」となり、かつこの法に自身したがう「被支配 unterworfen」の成員となることである^{xi}。自律は、他律の反対つまり他に支配・強制されることのない自己支配の「自由」であって、これが人間の尊厳を形成するといっているのである。本稿のいうように尊厳を「支配」のもとに捉えているといえよう。個人の自由・自律は、しばしば国家等の全体からの強制をもって侵され、国連や各国の憲法がその不可侵をうたっているわけだが、カントの場合は、そのことよりは、理性支配に対する感性からの侵害が問題であった。ひとの尊厳がそこなわれるのは、理性的なはずの人間がおのれの感性に屈することにあつた。

他方、カントは、人間の尊厳の至高・超越性については、これを「目的自体」の規定において捉えているといふことができる。自己と他者の人格のうちの人間性を「常に同時に目的として使用し、決して単なる手段としてのみ使用しないように行為せよ」^{xii}といい、人間は、究極の「目的自体 Zweck an sich」「絶対的価値」^{xiii}として尊厳を有するのだとみる。しかし、尊厳を有するからといって、ひとを常に目的としておくことはできない。手段としてあつかうことも生じる。手段とするということは、これの至上性・超越性を否定することであり、尊厳を侵すことになる。このため、カントは、「手段としてのみ」あつかってはいけない、目的としてもあつかうべきだといふ。

では、手段としてのみの使用はだめだとカントがいうとき、いかなる方法で手段が目的としてもあつかえるのであろうか。「虚偽の約束」をするという例を挙げているところで、この点について、つぎのように述べている。虚偽の約束は、相手を手段として利用するだけである。そのだまされる人は、この虚偽の約束自体を「自身における目的に含む」わけにいかない、だます意図に「同調する einstimmen」^{xiv}わけにはいかない。つまり、逆に肯定される場合はというと、手段となることについて、そのことを自身の「目的」にし、それに「同調・同意」でき、自己決定して自発性が保たれるときということになろう。手段となる無償労働の場合、強制的な奴隷労働では、当人の「同意」はなく軽作業であっても尊厳を奪われた惨めなものになるが、自発性からなるボランティアであれば、無償の重労働であっても、尊厳にみちた活動になるわけである。

カントは、この目的と手段に関しては、こうも言っている。「私は、各目的のための手段の使用における私の格率を、各主体にとっての法則、その格率の普遍妥当性の条件のもとにと制限すべきである」^{xv}と。「各主体にとっての法則 ein Gesetz für jedes Subjekt」とは、手段となる者自身が自己自身で法則と認めることで、したがって、自律的で自発性をもって納得できている場合ということであろう。さらにここでは、「普遍妥当性 Allgemeingültigkeit」をもつならよとする。えこひいきなく普遍的に理性的に考えて、手段とすることが許容されるならば、それは、尊

厳を侵すものではないということであろう。どんな立場の誰が考えても、手段となり犠牲になるのが相当だ、正当だということなら、犠牲になる個人の理性も、これに納得するはずである。(手段となる者の) 理性の納得があれば、その理性自身決定に参加しているのである(手段への「同意」があっても尊厳の侵されることがあり—たとえば、自発的な売春や自発的な犯罪加担—「普遍妥当性」は、人間的尊厳にとって不可欠といえよう)。

エゴイストは、他人の犠牲になろうとはしない。その感情を尊重するには限度がある。この限度を超えたところでは、理性の「法則」を提示ししづしづの自律・自発性を求めるか、それでも納得しないなら、えこひいきのない理性的熟慮のもと「普遍妥当性」をふまえて強制するとよいということになるだろうか。それで、個人の我意の尊重は中断されたとしても、その人間的理性の尊厳は守られているのである。

カントの人間の尊厳は、一方では、その尊厳の超越性を「目的自体」としていい、他方で、自律の規定において理性的な支配者の尊厳を言っていると解釈できる。尊厳(したがってその侵犯)を、本稿が見るように、超越性と支配について見ているとあってよいであろう。

5. どのように侵すのか

尊厳が侵害される場合、その超越性や支配が否定されることになるが、これを侵す者の方からいうと、その侵犯は、大きくは外からのものと内部からのものに区別される。神仏の侵害は、基本的には外からなされる。その外のもの多くは侵害しているつもりはないのだが、結果的に侵害しているものと受け取られる。尊厳を有する神であったとしても、これを信仰していないものには尊厳でもなんでもない。部外者のふつうにする、賤しめるつもりのない無関心の態度も、内部のものには、その支配の無視として尊厳そのものの否定である。単に触れただけのことが超越性の無視として尊厳を侵し傷つけることになる。

国家や民族についても同様である。その国家に属するものには、外国のささいな、尊厳を侵すつもりのない並のあつかいでも、ときに、これを侵した行為とみなされる。野卑で無知な元首であっても、当の国では、尊厳(dignity)を有するあつかいになる。だが、隣国は、客観的に、無知蒙昧ととらえ侮蔑(indignity)のあつかいをする。そういう冷静な扱いは、当の尊厳を帰している国民にとっては、元首の尊厳の侵害と映る。

尊厳は、支配関係のうちにある被支配者がその支配者のみごとな統御・支配について、これを尊厳と賛美する(しばしば強要される)のが本来的なものであろう。父親の尊厳は、その被支配の家族内に限定される。国家元首の尊厳は、その被支配の国民に限定された賛美の付与である。被支配とならないその組織のそとのものは、これらに尊厳を付与することは(そうしてもさしつかえないが)、あまりない。課長の尊厳はその課の内部に限定されたものである。そとには通用しない。比較不可能の絶対的価値の尊厳は、外部とのかかわりでは、客観的に相対化して比較可能

とされ、したがって尊厳の視座は取り外されふつうのあつかいとなる。外部では、尊厳は、侵されるのがふつうのことだと言うことができる。

尊厳の侵害は、外部からは必ずしも意図的になされるものではないが、内部から侵す場合は、しばしば意図してこれをなすものとなる。カントに言われるまでもなく、われわれは、おのれのふがいなさを十分に自覚しつつ、感性的欲望（食欲）に負けてその理性的尊厳を侵す。組織の内では、現に尊厳との評価をしていて、それを意識して日頃かかわりをもっているのであり、尊厳を侵すのか否かについては、十分注意し自覚をもったの決断となることが多い。

尊厳は、その組織の頂点にある支配者に帰される。第二位以下は被支配となって、一括して非尊厳の方に入れられる。しかし、客観的には、僅差をもって第二位がひかえている。仮に、その至上の第一位がいなくなったら、この第二位の者がその頂点にたち、以下の者の方に向き直って、唯一の支配者として、尊厳の称号をもらうことになる。尊厳あつかいの社長のすぐ下には、非尊厳あつかいの、しかし、実力ではすでに社長を超えてさえいる部長がいる。実力トップの部長は、会社全体から付与される尊厳の勲章をつけるためには、あとは、社長を追い出すだけである。

神と人間でも同様である。人間と、尊厳を有する神は、雲泥の差をもって峻別され、神は不可侵であった。だが、超越神をいう宗教であっても、その神の内容は、圧倒的に人間の有する優秀なものとも一致する。ましてや多神教の神など昨日まで人間であったものが祭りあげられているのである。神に接して人間は第二位に非尊厳をかこっているが、神がいなければ即、人間は、第一位となり、支配者として尊厳の存在となれる。中世のたそがれ、神が無敵だということに並べて人間も無限だという主張をして、神の尊厳を侵しはじめ、やがて、尊厳をもつ神をひきずりおろして、近代の人間の尊厳が成立した。尊厳を獲得した人間は、第二位の猿をおりに入れて賤しめ、これをよせつけない。だが、遺伝子レベルでいうと1パーセントの違いでしかないという。

尊厳の侵害は、トップ直下の上位のものがするのみではない。下層のものもする。ただし、その意図は別である。多くの場合、それは、ささやかな自己の私利である。国家でいえば、現実の尊厳をもった支配体制の秩序・法について、これを侵し違反して、私利を優先しようというのである。この場合、尊厳を侵すつもりはない。私利を思ってそのささいな違反を行うのである。それが、結果的には国家の法秩序を侵し、その尊厳を侵すのである。しかし、下層からの尊厳の侵犯のなかには、ときに、支配の転覆、革命となるものがある。

6. 侵犯の正当と不当

尊厳を有する者は、自分たちが支配者であることを明確に示すために、外見からして尊厳を装うことがある。被支配者とちがうことを明示するため、その外見は、被支配の下賤にはまねのできない、豪華・華美の形式をとる。M. マイヤーは、「尊厳dignity」が、かつては高い価値をもつ宝石等で豪華に飾った状態を示すものであったり、さらには高い社会的地位、貴族そのものを指

していたこと等論じている^{xvi}。厳かで侵しがたい威力をもつての支配は、被支配の全体がスムーズに機能することを思っているものであるが、この支配は支配者自身の利益のためになされることもしばしばである。ここでは支配は、搾取・抑圧になる。貴族や国王の荘厳は、国民の富みをそこに吸い上げ集中することにおいて可能となる。

こういう状態に対しては、人間の本源的な平等を主張する者は、尊厳の侵犯を正当化することになるであろう。国王や貴族の尊厳 (dignitas) は、国民の悲惨 (miseria) によって可能となっているのであり、尊厳のその豪華な部分は、国民の富みを収奪した部分であって、それこそが国民の悲惨さの原因であるとみなされる。ブルボン王朝の豪華絢爛は、フランス国民の悲惨の原因であって、国民の悲惨克服には、国王や貴族の尊厳を侵しこれを国民に奪い返すことが、つまりは革命が必要であると、尊厳の侵犯は正当化される。

フォイエルバッハは、神の尊厳の秘密をこういう形で捉えた。尊厳を有する神の豊かさは、ひとの類的な諸力をそこに疎外し外化したものであり、これを今や人間にとりもどさねばならない。中世の「神の尊厳」に対し、近世は「人間の尊厳」を対置する。これをフォイエルバッハ的にいうと、人類は、まずは、自分自身の本質を外的に疎外して神として見出し、そこに知性等の類的な力を、つまり尊厳なものを神のものとして立てたのであり、「神を富ませるために、人間は貧しくならねばならず、神がすべてであるためには、人間は無となる」^{xvii}のであった。神に尊厳が帰されるほどに、人間にはなにも残らず悲惨なものとなった。「貧しい人間のみが、豊かな神をもつ」^{xviii}のである。「神は全能で、人間は、無力であり、神は神聖で、人間は罪深い」^{xix}こととなってしまう。いまや、神の尊厳となっている本来的には人の類的な尊厳を、人間自身のものとして取り返して、人間の尊厳としなくてはならないとフォイエルバッハは主張する。

このフォイエルバッハの宗教批判は、マルクスにおいて、現実の経済的生活の批判にと敷衍された。マルクスは、「労働者の疎外」を指摘してつぎのようにいう、「かれ (労働者) が価値を創造するほどに、かれは、無価値になり、非尊厳的なもの (unwürdiger) になり…労働がより力有るものになるほどに、労働者は無力になっていく」^{xx}と。資本家の私的所有となっている富みは、その尊厳は、労働者を搾取し悲惨とすることによって成り立っているのであり、その富み・尊厳を奪い返し、「労働者と労働に、その人間的使命と尊厳 (menschliche Bestimmung und Würde) を獲得」^{xxi}することをもって、収奪者を収奪しなくてはならないと、革命を主張したのであった。

無政府主義者なら、次のようにいうだろう。国家の尊厳は、国民の富み・尊厳=価値あるものを国家が収奪・剥奪して成立しているのであり、国民の悲惨は、国家に収奪され抑圧されていることにある。この国家の尊厳を奪い、これを国民に取り返し、国家を消滅しなくてはならない。国家をなくして、人間の尊厳が真に確立されると。

支配するものの尊厳と被支配の悲惨の関係では、たしかに被支配者を収奪し悲惨化することで、その分が支配側の尊厳分となっている場合がある。だが、他方、ことの始めに被支配側の悲惨が

あり、これを救わんとして、豊かな価値を有した支配者が登場し、尊厳をもった贈与・献身をするという場合もある。われわれの一部の仏や菩薩は、有情の悲惨をみて、自己そのものを贈与する希有の存在として現れた。贈与型の尊厳をもったものである。支配的なものとなっている理性や科学の尊厳は、無知で悲惨な人間への知や力の贈与においてある。今日の国家や父親の尊厳も、過半は、この贈与型の尊厳になるのではないか。贈与型の支配は、その被支配側から、当然的に尊厳をもって受け入れられる。しかし、支配欲の強い者や外部のものは、これをも侵すことであろう。この贈与型の尊厳への侵犯は、不当であり、不可侵が強調されてしかるべきである。

7. なぜ、「不可」侵と禁止則にするのか

尊厳を有するものに対するとき、「不可侵 inviolate, unantastbar」という。侵害(violate)不可(in)、接触(antastbar)不可(un)と禁止則にするが、これは、尊厳の本来的な規定からくることである。尊厳は、支配的なものについて言い、それは被支配側からいうと至上であり至高であって超越的になっている。両者は、尊厳と非尊厳として、分離され異質のものとして遠い距離をもつ。近接しておれば、上位にあるものに触ることができる。だが、遠くに隔たっているものには、触れることができない。「不可侵」は、まずは、このことの確認である。高嶺の花であり、触ることなど不可能ときまっているのだから、無駄な努力はやめる方がかしこいと禁止則をいっているのである。かりに、触れうるとしても、その威力は圧倒的で、侵害への報復は苛酷なものになるから、侵すべきではない、とんでもない懲罰がまっているから、これを肝に銘じて侵してはならないと「不可侵」をいう場合もある。

尊厳の側からいうと、尊厳維持の基本は超越距離の確保にあるから、いわば威嚇的に「触るな」「触れるな」「近づくな」と禁止を命じなくてはならないのである。僅差にあるものも被支配の側へと排除しなくてはならない。尊厳を有する支配者は、なにかにつけて、被支配側とのちがいははっきりさせようと試みる。豪華に飾るのがそれであり、おごそかな仰々しい儀式をもってするのもそれである。「不可侵」は、その最たるものであり、かつこの禁止こそは、超越的な尊厳そのものを可能とするのである。被支配の者は、遠くに控えるべきで、近接の感覚機関(触覚)が働く距離になってはいけなと突き放して、みずからの尊厳を確立する。肝心なのは、被支配側の態度である。支配的な(と見たてられる)ものがどうであろうと、これに触れることを遠慮し「不可侵」のタブーを自らに課すなら、白蛇であろうと狐であろうと、どんなものでも尊厳となる。不可侵の禁止則は、尊厳を創造する打ち出の小槌である。

「侵すべからず」と禁止するのは、一般にそれへの欲望が大きいことが他方にはある。食べることが禁止されるのは、食べたいからである。食欲不振の者には、「食べるな」という必要はない。尊厳について「不可侵」の禁止を挙げるのは、つまりは、これを「侵したい」との欲望がひとにおいて大きいということである。現に、どんな尊厳も、しばしば侵されている。尊厳は、至上

の価値あるものである。これを価値と見なす者の求めてやまないものである。あるいは、被支配者の欲望充足には、支配者の秩序は束縛となるから、これを破ろうとすることもある。

しかし、いくら大きな欲望があったとしても、その実現が絶対に不可能な場合は、禁止することは不要である。禁止しなくても、これを破ることはない。「音よりも速く走りたい」と強い欲望をもっているマラソン選手がいることを知って、そんなに速く走っては衝撃波で沿道に重大な問題が生じるので「スパート時も音速を超えてはならない」という禁止条項を設けるべきかと心配することはしない。そんな夢は、現代人には実現不可能だからである。尊厳を有するものを「侵す」ことが禁止されるのは、それが非尊厳の側から侵すことが可能だからでもある。強い欲望があり、しかも、その実現が可能だから、禁止をうたう必要があるのである。尊厳扱いしない外部のものは、なみの扱い以上には、これに触れることを遠慮しない。

支配関係の内部にある被支配のものも、その上層部は支配者と本当は近接している。隔絶した距離にあるのだとしたら、「触るな」という必要がない。離れて座っているものに「触るな」と文句をつけることは、暴力団員にもできないことである。となりに並んで座っているものに対してのみ、肩がさわる、足にふれた「離れろ」「触れるな」と不可侵をいえるのである。非尊厳にされている第二位は、尊厳のすぐそばに接近して控えている。僅差で被支配に甘んじているのであり、侵犯し支配を転覆することは大いに可能である。神の尊厳は、これに近接していた人間に侵された。現代では人間の尊厳が支配的である。

8. 人間の尊厳の侵犯

ひとは、自己支配（自律）と自然支配をもって他の自然から超越した存在として、尊厳を有している。しかし、ひとの尊厳は、不可侵といいながら、侵されるものの代表になるぐらいに冒瀆され傷つけられてきた。ひとは、至上・至高のものとして、カントは、これを究極のもの「目的自体」と規定したが、国家等からは、「虫けら」あつかいであった。ひとの生命は戦争では消耗品あつかいである。二つの大戦をへて、われわれの時代は、人間の尊厳を肝に銘じているが、この「尊厳」を「悲惨」に塗り替える戦争・抗争は、なお、やむことがない。また、人間の虫けら扱いは、依然として貧困において顕著である。現代は、豊かな時代であるが、富の偏在は、貧困を悲惨な形で残しつづけている。とくに貧困地域では、ひとは、人間らしい至上・至高のあつかいをうけていない。その尊厳は、侵されている。富みの分配は、どうにでもできる。無制限の競争をして最終勝者のみに富みが集中するようにもできる。生産と分配がより多くのものの尊厳の可能となる仕方になされるかどうか、それは、これを自由にできる先進諸国と貧困地域のリーダーに課せられた重い責務に属する。

人間の尊厳における「支配」ということに関しては、尊厳の侵犯は、自律つまり自己支配が他人や国家等外から妨害されることに端的である。国家が人を従わせること自体をもって即自由が

侵され尊厳が侵されるというのではない。個人としての人間が国家等の全体の支配にしたがうことは、全体に依存して生きるものには必要なことである。問題は、そのとき、国家が個人の内部にまで入り込んで、その自律に干渉し、合理性をもった自由までをうばうのかどうかである。この自由を尊重するならば、国家は、人間の個人的尊厳に配慮しているのである。もちろん、人間の尊厳を侵すのは、個人や集団でもあり（自らが人間にもとることを行なってその尊厳を傷つける場合も含め）、国家は、全体を支配する権力として、これらをただし、人間の尊厳の擁護にと積極的にかかわっていくべきでもある。

自然支配ということでは、人類が至上の高みから責任を持ってこれを支配・制御できているのかどうかを問わねばならない。その支配が、自然を収奪し、これを破壊しているのだとすると、尊厳を有する優れた支配とはいえず、自然への尊大な暴君になって自らがその尊厳を傷つけているのである。ひとは、この点からは、欲望肥大を野放しにして自然（と自己の身体）を破壊して自分の首をもしめるような生き方は停止しなくてはならない。自然への節度ある関わり方をし、自身に節制を求めるささやかな生き方をしてこそ、尊厳である。

ところで、尊厳は、もともと外的な評価であって、人間の尊厳も、生来ひとに内在しているわけではない。尊厳を付与することも拒否することも可能である。尊厳(dignity)扱いもできるし、逆に侮蔑(indignity)扱いもできる。では、ひとの尊厳について、これを否定すること、つまりは、その侵犯が正当化される場合は、どういうときになるのであろうか。

尊厳の基本特徴の一つ「超越性」は、ひとを客観的に評価する場面では、かなり侵されるものとなる。人間の尊厳は、絶対的価値として比較不可能だというのが、必要に迫られてやむなく、客観的で合理的な見方のもと相対化し比較をすることになって、尊厳扱いを停止し、いうなら尊厳を侵したあつかいをする。課長の尊厳は、「日本一の課長」であっても、社長や部長の前では停止しなくてはならない。人事査定では、比較不可能の絶対的価値といっではおれず、課長を、どの程度「至高」で優秀なのかと客観的に評価することになる。

他方、尊厳を構成する「立派な支配」ということでは、立派かどうかは、一層主観的であって、とくに外部からは、その支配者が尊厳を自称しても必ずしもそう扱われず、尊厳は侵されがちとなる。利己主義者の尊厳が尊大でしかないとすれば、無能の支配者への尊厳（の強要）を拒否するように、それも否定して当然であろう。尊厳どころか侮蔑を帰し、ときには刑罰をもって応答することになる。もちろん、いくら無法ぶりがひどくても、犬猫のあつかいは許されない。その理性を問いただし、その良心の自己裁判をうながし、かりに死を持って報いるとしても、害獣の薬殺などちがひ、尊厳をふまえ死刑をもって丁重な扱いをしなくてはならない。身勝手の自由は、自律の自由からは相当に逸脱しているが、自由（自己支配）の重みを示すものとして、可能なだけ、これを侵すことも回避すべきである。だが、こどもや自律的な理性判断の機能しなくなった老人等に自律は期待できない。その尊厳の形式は侵す。しかし、それは、ひとの尊厳を育て、

これを支え維持するためのことであって、やむをえない形式的な侵犯にならうか。

医療の場面では、無意味な延命を拒否する尊厳死がいはれるが、この尊厳も侵されることが多い。死を確定する医療操作になるとしたら、その尊厳を守るよりは生命の尊厳を守る方に傾きがちとなるのは理解できる。輸血や癌の手術などになると、これを拒否する信念が強固な場合、逆にその自律的尊厳の侵犯をためらうが、それで助かる命が助からないのであれば、他方では、救命を使命とする者は、当然この非合理の尊厳を侵す方にも誘われることであろう。

尊厳は、絶対的価値という評価であるが、価値はそれに関与する主体の構成するもので、それに絶対的価値を認め尊厳とまでするかどうかは、しばしば当の社会や個人の価値観の問題となる。部外者は、絶対（尊厳）化せず客観的に相対化し比較可能として普通の扱いをする。あるいは、複数の尊厳（絶対的価値）が対立する場合においては、すでに事柄は相対化されており、それにしたがって、尊厳（視）を停止し、客観的に捉えて比較していく以外ない。不可侵の尊厳ではあるが、合理性のある並の扱いをもって時にこれが侵されるのは、多様な価値観の並び立つ現代社会ではことに、やむを得ないものがあるというべきであろう。

Die unantastbare Würde – Trotzdem wird die Würde verletzt

Yoshiki KONDO

Die Würde : anscheinend kann die Würde, zum Beispiel, die des Gottes oder des Staates nicht angetastet werden. Im Gegenteil dazu wird die Würde des Menschen offensichtlich häufig angetastet. Die Würde des Gottes wird, in der Wirklichkeit, doch oft verletzt, indem die Ungläubigen vor Gott keine Achtung haben. In der Tat ist jede Art von Würde doch antastbar.

Was ist dann die Konzeption der „Untastbarkeit“ oder der „Würde“ ? Nach meiner Meinung wird die Würde von zwei wichtigen Momenten, dem der Transzendenz und dem der absoluten und perfekten Herrschaft gebildet. Die Würde ist am höchsten und hat die Transzendenz und unterscheidet sich vom Nicht-Würdigen streng. Aber in der Wirklichkeit positioniert sich der Nicht-Würdige direkt hinter dem Herrschenden, dem Würdigen, und es besteht stets die Gefahr, dass die Würde der Würdigen von dem Nicht-Würdigen einfach angetastet wird. Daher macht der Würdige den Abstand gegenüber dem Nicht-Würdigen bewusst und imperativisch, damit seine Würde nicht angetastet werden kann – also damit seine Würde würdig bleiben kann. Wegen der Vernichtung dieser Distanz muss die antastende Haltung als die Vernichtung der Transzendenz, also der Würde selbst angesehen werden.

In dem Herrschaftsverhältnis werden der niedrige Unterworfene und der würdige Herrscher himmelweit streng voneinander unterschieden. Aber beide stehen, objektiv betrachtet, eigentlich in nächster Nähe. Der zur Unterwerfung gezwungene Zweitstärkste kann besonders die Würde des Herrschers, des Stärksten, mühelos antasten. Außerdem können die „Außenseiter“ die Würde des Stärksten in einer Gesellschaft besonders einfach antasten, weil eine solche Würde ihnen, die nicht unter der Herrschaft des Stärksten stehen, gleichgültig ist. Daher ist es möglich, dass die Würde mannigfaltig angetastet wird.

Oft ist es der Fall, dass die Erhaltung der Quasi-Würde des Herrschers die Unzufriedenheit und die Tragödie des Unterworfenen verursacht. In einem solchen Fall ist der Unterworfene berechtigt, den Widerstand gegen den Herrscher zu leisten, um seine Unzufriedenheit wegzuwischen und die Tragödie zu mildern. Aber die Verletzung gegen die absolute und perfekte Herrschaft ist zweifellos ungerecht.

ⁱ Dieter Birnbacher; Ambiguities in the Concept of Menschenwürde. In „*Sanctity of Life and Human Dignity*“ ed. by Kurt Bayertz. Kluwer Academic Publishers. 1996. p.107

ⁱⁱ cf. James F. Keenan, S.J. ; The Concept of Sanctity of Life and Its Use in Contemporary Bioethical Discussion. In “ *Sanctity of Life and Human Dignity*” ed. by K. Bayertz. Kluwer Academic Publishers. 1996. p.3

ⁱⁱⁱ „*Schillers Werke Nationalausgabe*“ Bd.20(Philosophische Schriften) Erster Teil. Weimar. 1962. S.296

^{iv} Schiller; *ibid.* S.296

^v George W. Harris; “*Dignity and Vulnerability Strength and Quality of Character*”. University of California Press. 1997. p.1.

^{vi} Harris; *ibid.* p.131

^{vii} Harris; *ibid.* p.67

^{viii} „*Immanuel Kants Werke*“ hrsg. von E.Cassirer. Bd.VII(Die Metaphysik der Sitten) S.122f.

^{ix} „*Immanuel Kants Werke*“ hrsg. von E.Cassirer. Bd.IV(Grundlegung zur Metaphysik der Sitten) S.294

^x Kant; *ibid.* S.290, S.297

^{xi} Kant; *ibid.* S.292

^{xii} Kant; *ibid.* S.287

^{xiii} Kant; *ibid.* S.287

^{xiv} cf. Kant; *ibid.* S.288

^{xv} Kant; *ibid.* S.296

^{xvi} cf. Michael J. Meyer; Kant's Concept of Dignity and Modern Political Thought. In “*History of European Ideas*”. Vol.8. No.3. 1987. p.325f.

^{xvii} „*Ludwig Feuerbach Gesammelte Werke*“ Akademie-Verlag. Berlin. Bd.5(Das Wesen des Christentums) S.65.

^{xviii} Feuerbach; *ibid.* S.148

^{xix} Feuerbach; *ibid.* S.75

^{xx} „*Karl Marx Friedrich Engels Werke*“ Ergänzungsband. Schriften bis 1844. Erster Teil. S.513

^{xxi} Marx ; *ibid.* S.521